

平成20年4月から 後期高齢者医療制度が始まります



《新しい制度のポイント》

1

75歳以上の方、一人ひとりに
被保険者証を交付します

《被保険者》

- ①75歳以上の方（75歳の誕生日から資格取得）
- ②65～74歳で一定の障がいの状態にあり、広域連合の認定を受けた方（認定日から資格取得）

2

保険料負担を公平にします

高齢者の医療費を安定的に支えるため、現役世代と高齢者の方々が負担能力に応じて公平に負担することが必要です。

また、これまで、高齢者の方々の間で、加入する制度によって、保険料を負担する人と負担しない人がおり、また、市町村によって保険料に高低がありました。

新しい制度では、高齢者の方々は、皆、負担能力に応じて公平に保険料をご負担いただくこととなります。また、原則として、高知県内で、同じ所得であれば同じ保険料となります。

3

高齢者の方々に
ふさわしい医療を目指します

新しい制度でも、74歳までの方々と変わらず、必要な医療を受けることができます。

特に、高齢者の方々は、複数の病気にかかったり、治療が長期にわたる傾向があるので、高齢者の暮らしに配慮した治療が行われるような仕組みを導入するとともに、在宅医療の充実や介護サービスとの連携強化など、高齢者の生活を支える医療を目指します。

4

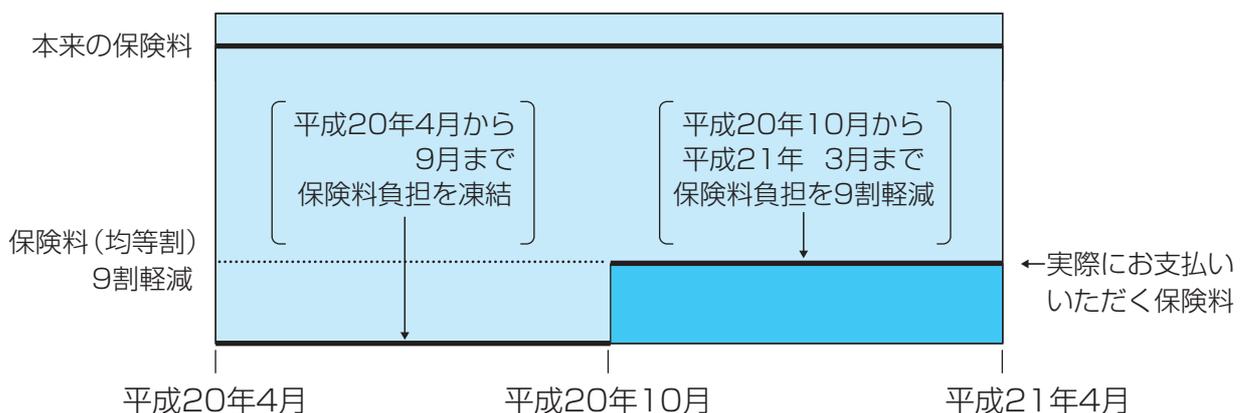
医療保険と介護保険のサービスを両方利用して自己負担が重い方々の負担を軽減します

5

「高知県後期高齢者医療広域連合」という新しい運営主体が、高知県・黒潮町と連絡をとりあって、高齢者の方々のサービス向上に努めます

制度加入直前に被用者保険の被扶養者であった方の 保険料についての特別対策

平成20年度においては下記のとおりとなります。





《患者負担》



高額医療 高額介護合算制度 を新たに設けます

同一世帯の被保険者において、医療保険の患者負担と、介護保険の自己負担の両方が発生している場合に、これらを合わせた額について年額での上限額を設け、負担を軽減します。



医療費負担は現行どおり

医療機関の窓口では、現行の老人保健制度と同様、かかった費用の1割（現役並み所得者の方は3割*）を医療機関の窓口で支払っていただきます。窓口負担は、月ごとの上限額が設けられます。また、入院の場合、同一の医療機関の窓口で支払っていただく負担額は月ごとの上限額までとなります。

※3割負担となる現役並み所得者に該当するかどうかは、同一世帯の被保険者の所得と収入により判定します。

- 課税所得／145万円以上
- 収入／高齢者複数世帯520万円以上・高齢者単身世帯383万円以上

（月ごとの負担の上限額）

	自己負担限度額	
	外来（個人ごと）	
① 現役並み所得者の方 （課税所得145万円以上）	44,400円	80,100円+1% （44,400円）
② 一般の方	12,000円	44,400円
③ 市町村民税非課税の 世帯に属する方 （④以外の方）	8,000円	24,600円
④ ③のうち年金受給額 80万円以下などの方		15,000円

（年ごとの負担の上限額）

高額医療・高額介護 合算制度における自己負担限度額
67万円
56万円
31万円
19万円

[注]（ ）内の金額は、多数該当（過去12カ月以内に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当）の場合。



医療機関に入院されていた方は 現行の老人保健制度と同様

【療養病床以外の場合】

食費に関する負担として、1食ごとに標準負担額を負担。

【療養病床の場合】

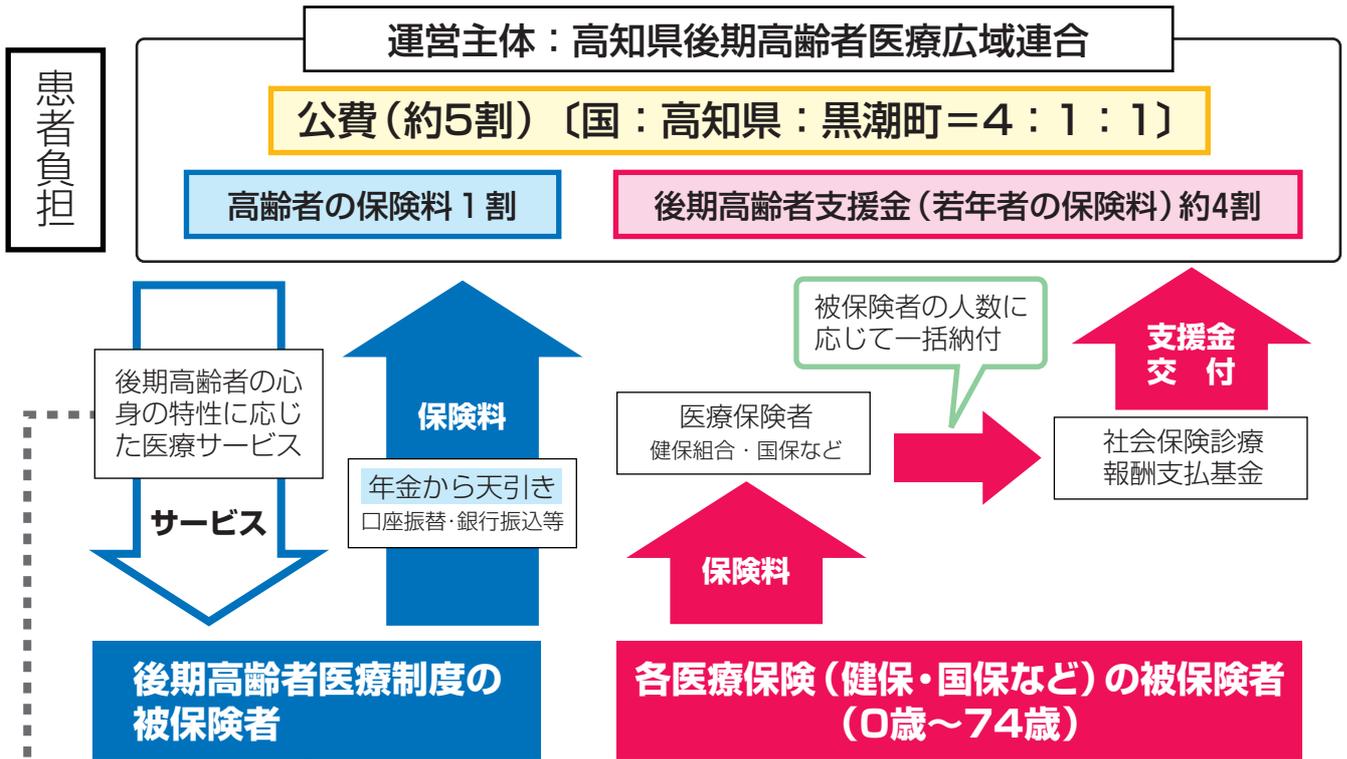
食費および居住費に関する負担として、食費は1食ごと、居住費は1日ごとに標準負担額を負担。

食費・居住費の標準負担額

区分	
① 一般の方	（食費）1食につき460円※ （居住費）1日につき320円
② 市町村民税非課税の世帯に属する方など（③、④以外の方）	（食費）1食につき210円 （居住費）1日につき320円
③ ②のうち、年金受給額80万円以下などの方（④以外の方）	（食費）1食につき130円 （居住費）1日につき320円
④ ②のうち、老齢福祉年金を受給している方	（食費）1食につき100円 （居住費）1日につき0円

※管理栄養士または栄養士により栄養管理が行われているなどの一定の要件を満たす保険医療機関の場合。それ以外の場合は420円となる。

◆ 後期高齢者医療制度のしくみ ◆



《被保険者》

- ①75歳以上の方（75歳の誕生日から資格取得）
 - ②65～74歳で一定の障がいの状態にあり、広域連合の認定を受けた方（認定日から資格取得）
- 上記の方々は、現在加入中の国民健康保険または被用者保険から脱退し、新たな制度に移行することになります。加入するときは、一人ひとりに後期高齢者医療保険者証をお渡ししますので、医療を受ける際には必ずこれを提示してください。



《医療の給付》

後期高齢者に対する医療給付の種類は、新たに設けられる高額医療・高額介護合算制度以外、現行の老人保健および国保において支給されているものと基本的には同じです。

「後期高齢者医療広域連合」とは

後期高齢者医療の事務を行うために、都道府県ごとに区域内のすべての市区町村が加入して設立された地方公共団体です。平成18年度中にすべての都道府県で設立が完了しています。

後期高齢者の新たな診療報酬体系の検討

後期高齢者医療制度の創設に当たっては、後期高齢者の心身の特性などにふさわしい医療が提供できるよう、新たな診療報酬体系を構築することとされていることから、そのための検討を行っています。



《保険料》

- ◆保険料は、高齢者の方一人ひとりに納めていただくことになります。
- ◆保険料の額は、その方の「所得に応じてご負担いただく部分(所得割)」と「被保険者の方に等しくご負担いただく部分(被保険者均等割)」の合計額になります。
 - ▼所得の低い世帯の方には、被保険者均等割が軽減(7割、5割、2割)されます。
 - ▼どんなに所得の高い方でも、年50万円が最高になります。
- ◆後期高齢者医療制度に加入する直前に

「国民健康保険に加入していた方」や「サラリーマンで健康保険の被保険者」であった方

国保や健康保険の保険料から後期高齢者医療制度の保険料に切り替わります。

「健康保険や共済組合の被保険者の被扶養者」であった方

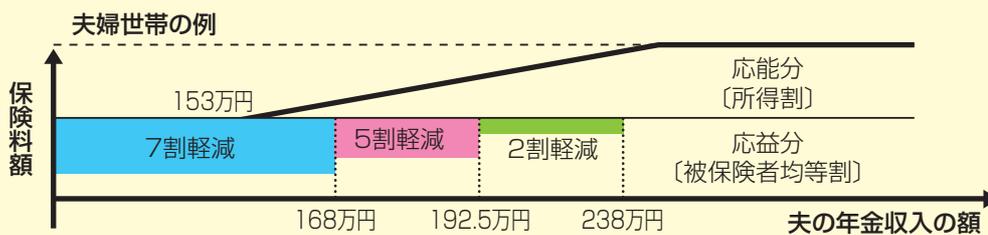
新しく保険料をご負担いただくことになります。「加入から2年間は、被保険者均等割の半額」に減額されます。
ただし、平成20年4月から9月までは保険料負担を凍結し、10月から平成21年3月までは保険料を9割軽減することとしています。

※4ページ下段参照

- ◆所得割の率や被保険者均等割の額は、高知県後期高齢者医療広域連合が、高知県の医療の給付に応じて2年ごとに条例で決めます。
- ◆高齢者の方々にご負担いただく保険料の総額は、これまでの保険料と同程度で、後期高齢者医療制度にかかる給付の1割になります。

1人あたり保険料額 = 被保険者均等割額 + 1人あたり所得割額

被保険者本人の基礎控除後の総所得金額など(旧ただし書所得) × 所得割率



- ◆保険料は原則として年金から徴収されます。ただし、年金額が年間18万円未満の方や介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超える方については、年金からの徴収は行われず、納付書や口座振替などにより、黒潮町に対し個別に納付していただくことになります。



後期高齢者医療制度は、広域連合と黒潮町とが連携して事務を行います。

基本的な役割分担は下記のとおりです。

広域連合／被保険者証の交付、保険料の決定、医療の給付

黒 潮 町／各種届出の受付や被保険者証などの引き渡しなどの窓口業務、保険料の徴収

○お問い合わせ

大方総合支所 健康福祉課 国保係 ☎43-2116 (直通)

佐賀総合支所 健康福祉課 保険福祉係 ☎55-3112 (直通)